

新しい法律のご案内

- 10年を迎えた裁判員制度 1頁
- 運送法（運送に関する商法の規定）が改正されました 2頁
- 「同一労働同一賃金」に向けた法改正が行われました 3頁

10年を迎えた裁判員制度



弁護士
松森 杉

1 2019年5月21日で裁判員制度は10年になりました

刑事裁判に国民が参加する制度は、ほとんどの先進国にあります。アメリカやイギリスの陪審が有名ですが、ヨーロッパでは参審制という制度があります。日本でも戦争前は陪審制があり、15年間に484件の陪審裁判が行われました。大手商社の就業規則に、陪審員になるときは休暇が取れると書いてあるのを見たことがあります。それは制度の名残です。戦前の陪審裁判は無罪率が16.7%でした。今の無罪率は1%以下ですから、当時の無罪率が高いことに驚きます。日本の陪審裁判は戦争の激化で停止され、戦後は長い間、復活されませんでした。

司法改革の議論の際も、最高裁は、裁判官としての自負からだと思いますが、国民が参加することに消極でした。裁判員の数を何人にするかも最後までめぐらしがありました。人数が少ないと国民の多様な経験や意見が反映できず、単なるお飾りになるおそれがありました。弁護士会は視察や研究を重ね、私もアメリカの実情視察や大阪選出の国会議員への説明等に参加しました。結局、裁判官3人と国民6人が審理する「裁判員制度」という形で実現しました。

2 9万人が裁判員を経験しました

裁判員裁判の対象になる事件は、殺人や強盗致傷、放火、傷害致死などの重大な犯罪です。大阪地裁では、2017年は本庁で85人、堺支部で18人の被告人について裁判員裁判が行われました。

10年間（2019年2月末まで）に、全国で1万3861人の被告人が裁判員裁判を受け、9万339人の国民が裁判員の経験をしました。裁判員を引き受けるのは法的義務ですが、70歳以上の人、病気の人、介護や育児の必要がある人などは辞退ができます。

3 平均の期日は5回程度

裁判員制度の導入は刑事裁判のやり方を変えました。国民が長い期間、裁判に参加するのは無理ですので、まず、争点や証拠を整理する公判前整理の手続を平均7か月間ほど行います。準備のために、検察官は手持ちの証拠を事前に弁護人に開示する手続もできました。

公判期日の回数は、平均5回です。平均3人の証人調べをして、約10日間（土日も含む）で終わります。この間の評議の時間は平均約12時間です。私は、かなり時間をかけて議論をしているなと思います。そのこともあるのか、裁判員経験者の74%の人が「十分に議論ができた」と回答しています。

4 刑事裁判が徐々に変わってきました

裁判員制度が導入される前は、捜査機関が作った調書を裁判官が読むだけで、裁判が形骸化していると言われていました。裁

判員制度で国民が入ることにより、見て聞いて分かる裁判をする必要が生じました。事務所の高江弁護士は、2件の裁判員裁判の弁護人をしましたが、裁判官と裁判員の熱心な姿勢を感じたと言います。

また、刑罰（量刑）に幅が出てきたと言われています。たとえば、介護で経済的、精神的に行き詰った状況での殺人事件では、職業裁判官の時代に比べて刑が軽くなりました。他方、残酷な事件や性犯罪では厳罰化しているようです。また、判決後の更正を重視して、執行猶予判決に保護観察を付ける率が36%から56%に増えました。

日産自動車のゴーン氏の事件で、長期間身柄を拘束する日本の捜査の仕方が問題になっていますが、裁判員制度ができたあと、保釈が認められる率は増えています。

5 「経験してよかった」との感想が9割

裁判員経験者に対する調査では、参加する前に「やってみたい」と思っていた人は34%でしたが、参加後は、96%の人が

「よい経験をした」と答えておられます。

検察審査会は、起訴しなくてよいかを国民が審査する制度ですが、審査員に対する調査で、経験してよかったという感想が多くだったので、弁護士会では、裁判員制度もきっとうまく行くと思っていました。裁判所は、裁判員制度で候補者の選任などの事務が増えましたが、裁判員経験者のこの感想で安堵されていると思います。

6 選任される率

課題はありますが、裁判員制度は評価する声が多いようです。ただ、当初に比べて、辞退する人が増えています。裁判員制度は、司法も国民が参加して維持していくという制度ですので、国民の参加が不可欠です。大阪は人口の割に事件が多いのですが、それでも、毎年の裁判員選任に入る率は約5000人に1人です。一生のうちに経験する人は100人に1人位でしょうか。選ばれたときは、貴重な機会だと思って参加していただきたいと思います。

運送法（運送に関する商法の規定）が改正されました



弁護士
高江俊名

1 商法制定以来120年ぶりの改正

商法は、運送営業などの商行為についての基本的なルールを定めていますが、運送営業について定められた規定は、1899年（明治32年）に商法が制定されて以来、約120年間にわたって実質的な見直しがほとんど行われていませんでした。

商法が制定された明治時代は、航空運送はなかったため、「運送人トハ陸上又ハ湖川、港湾ニ於テ物品又ハ旅客ノ運送ヲ為スヲ業トスル者ヲ謂フ」と定められ、航空運送については定められていないなど、社会経済情勢の変化に対応できていないままになっていました。

そうしたことから、このたび、運送営業

などに関する商法の規定が改正されました。改正された商法は、2019年4月1日から施行されています。

以下では、主な改正内容についてご説明します。

2 航空運送と複合運送について 商法の適用

運送営業について、陸上運送、海上運送、航空運送の三つに整理するとともに、それらを組み合わせた複合運送が行われることも想定し、航空運送と複合運送にも商法の規定が適用されるようにしました（569条、578条）。

改正商法は、例えば、運送されて届いた荷物を開けてみたら中身が壊れていたという場合、荷物を受け取ってから2週間以内に運送業者に対してそのことを伝えなければ、損害賠償請求ができなくなると定めています（584条1項）。この規定は航空運送や複合運送にも適用されることになります。

3 運送業者の責任の消滅期間が5年から1年に短縮

改正前の商法では、運送業者が運んだ荷物が壊れていたような場合、運送業者は、受取人に荷物を引き渡してから最長で5年間、責任を負わなければなりませんでした。

今回の改正では、膨大な量の荷物を取り扱う運送業者のリスク管理の観点から、運送業者の責任は、荷物を引き渡してから1年以内に裁判上の請求がされなければ消滅するものとされました（585条）。

したがって、運送を依頼する側からすれば、運送によって荷物が壊れた場合は、荷物が届けられてから2週間以内にそのことを連絡した上、運送業者との間で話し合いで解決がつかない場合は、荷物が届けられてから1年以内に裁判上の請求手続をとる必要があります。

4 危険物についての通知義務（新設）

現代の社会では、科学技術の発展に伴って危険物の種類が多様化しています。また、封印されたコンテナによる運送のように、運送業者において、運送物の中身がわからない状態で運送することも一般的になっており、運送過程で危険物の取扱いを誤った場合の損害が極めて大きなものになることもあります。しかし、改正前の商法には、荷物が危険物である場合の送り主の通知義務に関する規定はありませんでした。

そこで、今回の改正により、送り主は、荷物が危険物（引火性、爆発性などの危険性がある物）であるときは、運送業者に対し、危険物の安全な運送に必要な情報を通知しなければならないこととされました（572条）。

通知をしなかったことによって事故が発生し、運送業者に損害が発生した場合は、送り主は、運送業者に対する賠償責任を負うことになります。

5 旅客運送業者が定める

人身損害についての免責規定は無効

運送業者が、事故が起きた場合の賠償額について上限を定めていることがあります、旅客運送において、乗客の生命や身体が侵害されたような場合、そのことによる損害額は、運送業者の側が一方的に定めた規定によって上限を定められるべきものではありません。

改正前の商法では、そのような運送業者の免責規定を規制するような定めは設けられていませんでした。

そこで、今回の改正において、旅客の生命・身体という重要な利益についての損害賠償が不当に制約されることを防止するため、旅客の生命・身体が損なわれた場合の運送業者の損害賠償責任を軽減したり免除したりする特約は、無効とすることが定められました（591条）。

「同一労働同一賃金」に向けた法改正が行われました



弁護士
柳本千恵

1 非正規労働者の増加

パートタイム従業員や有期契約社員、派遣社員等、契約の形態や待遇面が正社員と異なる非正規労働者の数は、1990年代半ば以降、年々増え続け、ここ数年、その割合は4割近くになっています。

非正規労働者は、正社員と同じ内容の仕事をしているにもかかわらず、賃金等の待

遇面において、正社員より低い取扱いを受ける場合が多く、いわゆる「同一労働同一賃金」の原則を非正規労働者にも当てはめるべきだととの議論が起こっていました。

2 労働契約法20条に関する最高裁判決

(1)労働契約法20条は、非正規労働者のうち、期間を決めて雇用される従業員（有期契約社員）の労働条件について、正社員の条件と比べて不合理なものであってはならないと定めています。

この労働契約法20条に関して、有期契約社員が原告となり、正社員に支払われる各種手当が自分に支払われるのは違法だとして、損害賠償等を請求していた2つの

事件で、平成30年6月1日、最高裁の判決がありましたので、ご紹介します。

(2)①ハマキョウレックス事件

業務内容は同じで、配転の有無についてのみ正社員と異なる有期契約社員が原告となった事件です。

最高裁は、住宅手当については、配転が予定されていないことを理由に、有期契約社員に対して支払われなくても不合理とはいえないと思いましたが、その他、通勤手当、無事故手当、作業手当、給食手当、皆勤手当における相違は不合理と認められるとし、原告側の請求を認めました。

②長澤運輸事件

業務内容や配転の範囲が正社員と同じで、定年後に再雇用された有期契約の嘱託社員が原告となった事件です。

最高裁は、能率給や職務給が支給されない点については、定年前の基本給より定年後の基本給の方が高いこと、正社員の能率給よりも2、3倍近い係数で歩合給を支払っていること、団体交渉の結果、嘱託社員の基本給が引き上げられたこと、年金の支給を受けることも予定されていること等から、不合理とはいえないと判断しました。他方、精勤手当については、嘱託社員と正社員と職務の内容が同一である以上、その皆勤を奨励する必要性に違いはないから不合理であるとしました。

3 「同一労働同一賃金」に向けた法改正

昨年6月に成立した「働き方改革関連法」により、労働契約法20条は削除され、改正された「パートタイム・有期雇用労働法」で、パートタイム労働者、有期契約労働者及び派遣労働者の3類型の非正規労働者への待遇差に関する定めが設けられることになりました（施行時期は、大企業は2020年4月、中小企業は2021年4月）。

改正法では、不合理な待遇差が禁止されるだけでなく（均衡待遇）、仕事の内容と責任の程度や配置の変更の範囲が同じである場合は、待遇差を設けることが禁止されます（均等待遇）。

また、非正規労働者は、正社員との待遇差の内容や理由について、事業主に説明を求めるることができます。事業主は、非正規労働者から求めがあった場合は説明をしなければなりません。

改正法の施行に向け、政府は、「同一労働同一賃金ガイドライン」を策定し、平成30年12月28日に告示しました。ここには、どのような待遇差が不合理とされ、また、不合理とされないかについて、考え方と具体例が示されています。ガイドラインは、厚生労働省のホームページに掲載されています。適用される時期は、改正法の施行時期と同じです。

ガイドラインを参考に、非正規労働者の待遇を見直すことが企業に求められます。

あとがき

初夏の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

法律関係の情報をご案内するニュースを年2回発行しておりますが、この度「2019年初夏号」を作りましたので、お送りさせていただきます。

今回は、「10年を迎えた裁判員制度」、「運送法（運送に関する商法の規定）が改正されました」、「『同一労働同一賃金』に向けた法改正が行われました」を掲載しています。

なお、弁護士 柳本千恵は、産休が終わり、4月より復職しております。
よろしくお願ひいたします。

2019年(令和元年)6月

〒530-0047 大阪市北区西天満3丁目14番16号 西天満パークビル3号館4階
電話 06(6364)5010 FAX 06(6364)2372
ホームページ URL <http://www.mt-law.jp/>
(ホームページには地図も掲載しています)

弁護士法人 西天満総合法律事務所

弁護士 高江俊名 弁護士 松森彬 弁護士 柳本千恵